

平成27年1月22日
在瀋陽日本国総領事館

在留届登録情報やメール配信サービス宛先の再確認のお願い

中国においては昨年中、各地で爆破テロ事件や地震が発生したほか、鳥インフルエンザ(H7N9)感染による死亡者が確認されており、当館ではこのような事案により緊急に注意喚起が場合には、当館ホームページにお知らせを掲載するほか、皆さまにご登録いただいたメールアドレス宛にメールをお送りすることにより、広く注意喚起を行うようにしております。

また、皆さまの安否確認や日本のご家族へ緊急にご連絡する必要がある場合には、ご登録いただいた在留届の情報をもとにご連絡をさせていただいております。

最近、中国国内では特定のメールアドレス(例:@gmail.com、@163.comなど)の送受信が、一部で不可となる場合があるようですので、在留届の登録アドレスやメールマガジン宛先のアドレスを再確認いただくとともに、必要であればメールアドレスを複数ご登録いただくなど、連絡手段の確保をお願いいたします。(在留届にメールアドレスをご登録いただいた場合でも、メール配信サービスの申請を別途していただきませんと、メールマガジンは配信されませんのでご注意ください)

○メール配信サービスの申請は以下のリンク先よりお願いいたします。

https://www.mailmz.emb-japan.go.jp/cmd/shenyang_cn.html

在留届の登録等は所定の用紙にて当館窓口・FAX・メールにより受け付けているほか、下記リンク先(ORRネット)から行っていただくことができます。ご不明な点がある場合には、<連絡先>までご連絡下さい。

○在留届・変更届の様式のダウンロード・提出方法など

http://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/jp/connection/fr_worklead_04.htm#zairyutodoke

○在留届電子届出システム(ORRネット)

パスワードを忘れてしまった方は、画面左側の案内に沿ってお手続き下さい。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

在留届には、海外での連絡先、緊急時の連絡先、本籍地、旅券(パスポート)情報などを記入し、お住まいの地域を管轄する日本国大使館・総領事館に届け出るようになっております。海外に3ヶ月以上滞在される場合、在留届の提出は旅券法によって義務づけられています。

海外に長期滞在中(滞在予定)の方で、在留届を提出していない方は、速やかに滞在地を管轄する在外公館に在留届を提出してください。特に、緊急連絡先については、必ず登録するようにしてください。

また当館では、中国東北地方に長期滞在、業務、留学、旅行等の目的で来訪する皆さんの安全上の参考のために「安全の手引き」のほか、緊急時連絡先などをまとめていますので、ぜひご覧ください。

○在瀋陽日本国総領事館ホームページ

http://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/jp/connection/fr_worklead_01.htm#anzen

<連絡先>

在瀋陽日本国総領事館(領事担当)

郵便110003

遼寧省瀋陽市和平区十四緯路50号

電話 : 024-2322-7490 (代表)

FAX : 024-2322-2394

E-MAIL : ryoji@ya.mofa.go.jp